

令和5年3月 西之表市農業委員会定例総会 議事録

1. 開催日時 令和5年3月25日（土） 10時00分開会

2. 開催場所 西之表市役所 議会棟3階 第3委員会室

3. 出席委員 14名

職名	議席番号	氏名	職名	議席番号	氏名
会長	4番	脇田 峰生	委員	8番	杉 為昭
職務代理者	5番	日笠山 隆	委員	9番	河本 アツミ
委員	1番	日高 仙三	委員	10番	牛越 紀幸
委員	2番	中村 裕臣	委員	11番	岩本 延男
委員	3番	中村 逸夫	委員	12番	中村 正幸
委員	6番	鮫島 繁樹	委員	13番	日笠山 昭代
委員	7番	深田 広文	委員	14番	坂本 江里子

4. 欠席委員 0名

5. 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 報告第3号 合意解約等について
- 第 3 議案第11号 農地法第3条の規定による許可について
- 第 4 議案第12号 農地法第4条の規定による許可について
- 第 5 議案第13号 非農地証明について
- 第 6 議案第14号 農用地利用集積計画策定に係る意見について
- 第 7 議案第15号 令和5年度標準農作業料金表（案）の承認について
- 第 8 議案第16号 最適化活動の目標設定について

○事務局

皆さん、おはようございます。

本日、N推進委員、O推進委員、F推進委員から欠席の連絡を受けております。

それでは定刻、定足数に達しておりますので、これから令和5年3月西之表市農業委員会定例総会を開会いたします。

なお、会議中は携帯電話電源を切りになるかマナーモードに設定をお願いいたします。また、退席するときは、議長の許可をもらってから退席してくださいませようをお願いいたします。

それでは開会にあたり、会長に御挨拶いただき、その後、議事進行をお願いいたします。

○会長

皆さん、おはようございます。

マスクをしなくてもいいことになりましたので、声の通りもいのように、皆さんとちょっと距離がありますので、マスクは外させていただきます。

令和5年3月西之表市農業委員会定例総会におきまして、委員、推進委員の皆様には出席をいただき、ありがとうございます。

さて、いよいよ令和4年度もあと1週間を切ったところでございます。

委員、推進委員の皆様には、農業委員会という組織のメンバーの一員として、農地法等に基づく業務と農地利用の最適化のため、活動、頑張っていたいただいております。

農地を守るため、農業委員会の役割は大変重要です。本市の農業振興を図るためにも、今後とも頑張っていたいただければと思います。一年間本当にありがとうございました。

新型コロナのほうも、収まってきて、マスクの着用も個人の意思となっております。

また、日中は暖かくなりで日が落ちると、気温が下がるということで、体調管理も大変かと思っておりますけれども、十分健康には注意をしていただきたいと思います。

田植えの準備、植えかたも、今、真っ最中かと思っております。

私も昨日、農業会議の出張で、今朝、鹿児島から帰ってきたところです。その会議の中で4月1日から下限面積の撤廃という話がありました。そのことで会議でも、非常に意見が飛び交いまして、普通よりも一時間ぐらい、会議の時間も延びたところです。またこの問題につきましては、後で局長から説明があるかと思っております。

農業委員の改選ですが、皆さんにはできるだけ残っていただきまして、新年度も頑張っていただけよう、よろしくをお願いいたします。

○議長

それでは、会議に入らせていただきます。なお、議事運営がスムーズに進みますよう、皆さんの御協力をよろしくお願いいたします。

まず日程第1、西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員の指名を行います。

2番 中村裕臣委員、3番 中村逸夫委員を指名いたします。

続きまして日程第2、報告第3号「合意解約等について」です。事務局の報告を

お願いいたします。

○事務局

日程第2、報告第3号「合意解約等について」を説明いたします。

資料は1ページから2ページになります。

今月の合意解約は、1番から10番の10件で、台帳現況地目畑の18筆、37,370平米の合意解約がありました。

以上で説明を終わります。

○議長

ありがとうございました。

続きまして日程第3、議案第11号「農地法第3条の規定による許可について」を議題といたします。説明をお願いします。

○事務局

日程第3、議案第11号、「農地法第3条の規定による許可について」を説明いたします。

資料は3ページです。

今月は、賃借権設定が1件、使用貸借権設定が2件の合計3件の申請がありました。

1番です。上西校区大崎地区です。台帳現況地目、畑の1筆で、現況面積、3,336平米を賃借により5年間借り受けるものです。

2番です。安城校区大野地区です。台帳現況地目畑の1筆で、現況面積、2,210平米を使用貸借により10年間借り受けるものです。

3番です。住吉校区里之町地区です。現況地目畑の1筆で、現況面積、6,009平米を使用貸借により5年間借り受けるものです。

以上で説明を終わります。

○議長

ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありました。続いて担当委員から報告をお願いいたします。整理番号1について、3番委員、お願いします。

○3番委員

おはようございます。3番です。整理番号1について報告いたします。

3月21日、借人立会いのもと、担当推進委員と現地確認を行いました。

現地は、上西校区大崎地区の先端にあり、市が建築して貸してある住宅の隣になります。

借り人は、大崎在住の農家で、最近までは、安納イモ等を主に耕作されていましたが、基腐病の関係で主にサトウキビに作物を変えているそうです。

現地も平らな畑で、以前までは、安納イモを耕作していたそうです。もう既にサトウキビを作付されていました。

農機も一式そろっており、何の問題も、ありません。

また、貸し人は、同じ大崎在住の土地持ち非農家で、本人とは電話にて確認をしております。

以上、確認の結果、許可相当と考えます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長

ありがとうございました。続いて整理番号2を10番委員お願いします。

○10番委員

整理番号2について報告いたします。

3月23日、貸し人立会いのもと、現地確認を行いました。

貸し人と借り人は夫婦であり、長年この農地でサトウキビを栽培してきました。これからも、サトウキビを栽培していくということです。そして、このたび改めて、農業委員会に申請をしたということです。

機械技術等、何ら問題ございません。

双方確認のもと、許可相当と考えます。以上です。

○会長

ありがとうございました。続いて整理番号3ですが、この整理番号3につきましては、借人が推進委員ですけれども、推進委員には、議決権がなく、議事参与にあたりませんので、退出はせず、そのまま審議を続けます。13番委員、お願いします。

○13番委員

13番委員です、整理番号3について報告します。

3月24日、借人立会いのもと現地調査を行いました。

借り人はサトウキビを中心に生産している住吉地区在住の農家です。

貸し人は、住吉校区の所有地のため、校区長となります。

申請地は、数年前まで、古田の茶農家が借用して茶の栽培を行っておりましたが、高齢により数年前お茶づくりを廃止したため、耕作放棄地となっております。

今後は耕作放棄地の解消と再活用を視野に主に借り人の妻が茶の実を収穫するという事です。

借り人は、農機具等一式そろっており、技術的にも、何ら問題はありません。

貸し人には、訪問して確認をとっております。

結果、許可相当と考えます。以上です。

○議長

ありがとうございました。ただいま、担当委員のほうから報告説明がありました。この件につきまして皆さんのほうから、質疑等あれば挙手をお願いをいたします。

○8番委員

すみません、8番です。ちょっと確認をしたいのですが、整理番号1番と2番、借り人と貸し人のことに関しては貸し借りについては別に問題はないと思っております。ただ、この移動の理由で詳しくお話を伺いたいのですが、まず、整理番号1番が相手方の要望ということで、どういう要望があったのかということが一点。それから、整理番号2番の経営拡大ということですが、夫婦関係の中であえて今の時期にこの旦那さんのほうに貸すということの理由をちょっと教えていただきたいと思えます。

○議長

担当委員のほうで確認が出来ますか。出来たらお願いします。

○8番委員

整理番号1番は、移動の理由が、「相手方の要望」ということで大まかにざっくり書いてあるのですけれども、その要望が特段何かこだわった理由があるのか確認をお願いしたいと思います。

○3番委員

特別ありません。貸し人は、都合で農業が出来なくなって、それで近所に在住している借り人が、私が作ろうかということです。もう数年前から話をしていて、借りることになりました。

○8番委員

貸し人はもう農業ができないということですか？

○3番委員

はい、貸し人は、農業が出来ない状況です。

○事務局

すみません、今の件でなんですけど、貸し人の体調がよくなって、自分で耕作するのが難しいという状況らしいので、借りてくれる方がいたらということで探していたみたいです。

○議長

整理番号2を担当委員で分かればお願いします。

○10番委員

その件につきまして夫婦なので何ら問題ないと私も思ったのですけれども、改めて質問すると、妻が体調不良で今まで二人でやってきたんですけども、夫だけが今後やっていくという意思表示という話です。

○議長

畑の名義が奥さんの名義であるということですよ。

○10番委員

奥さんの持分が3分の1です。3人が所有者になっていまして、その3分の1がこの貸し人で、そしてまた管理しているのもこの貸し人だそうです。

○8番委員

3分の1？

○10番委員

奥さんが3分の1

○8番委員

3分の2は？

○10番委員

親族の名義になっており、今、貸し人である借り人の奥さんが管理しているということです。

○議長

この面積のうちの3分の1が奥さんの名義ということですか？

○10番委員

3人の共有名義で相続による持分です。

○議長

持分がこの面積でいいわけですか？それともこの面積の3分の1が、奥さんの持分ってということですか？

○10番委員

この畑に対しての、相続人らしいです。

○議長

そうしたら、ここに出ている面積は奥さんの名義になっているということですか？

○10番委員

権利の中の共同名義人なので、権利の中の持分が3分の1というんです。

○議長

ということは何も問題はないということですか？

○事務局

すみません、補足説明いたします。まず法定相続人の3人で共同の所有者ということでございます。3人のうちこの貸し人の方と、もう1人の同意も得ておりますので、3分の2の同意となり、過半の同意となりますので、貸し借りについては問題ないということです。ただ、どこの部分を持っているという考えではないので、あくまで土地の持分ということです。畑のどこの部分がこの人の分という話ではないので、そこについては、もう全体の土地の分という形で貸し借りをしたということでございます。

○議長

貸し借りはそれで全然問題ないということで、そうしたら、畑自体の面積は2,200平米ということでいいということですね。

○事務局

はい。

○議長

分かりました。

それとこの整理番号1番ですけれども、貸し人は、もう十何年前から透析をされていて今まで頑張ってやっていたのですけれども、多分体調不良ということだと思います。

ほかに。

○5番委員

5番ですけど、1番のことでさっきこの相手方の要望ということで説明を受けたのですが、申請人と相手方とありますが、申請人とは持ち主で、相手方は借り人ですよ。それで、さっきの説明では申請人の要望みたいな言い方だったのですが、借りた方の要望なのか、貸した方の要望なのかどっちですか？

○3番委員

いいですか。貸し人の体調が悪く、いろいろ入院をしたりしているということも確認はしていましたが、個人情報になると思い、あんまり言ったり、報告したらいけないと思ひまして、抑えて報告しました。

数年前はどっかの団体が、借りていて、安納イモか何かを作っていたそうなんですけれども、そこを作らなくなったので、同じ集落の大崎の人が、頼まれたということ

です。

○5番委員

相手方の要望という理由だけど、借りたい人が「ここを借りたい」と言って借りたのか、貸したい人が「誰か作ってくれ」と言って貸したのか。

○事務局

確かにこの書き方だと捉え方が逆になってしまいます。実際は、貸し人の申請人が要望して、借りてくださいという話です。経営拡大のために、借り人が借りたということで、この移動の理由を経営拡大のほうに修正という形でお願い出来ますか。すいません、よろしくお願いします。

○議長

借り人から見れば相手方は貸し人になる。

○事務局

表示表記からいくと、相手方というのは、実際申請人ということです。

○議長

ほかに。

(挙手無し)

○議長

無いようですので、議案第11号「農地法第3条の規定による許可について」の採決をいたします。

賛成する委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。全会一致で賛成ですので、本案を許可することに決定をいたしました。

続きまして日程第4、議案第12号「農地法第4条の規定による許可について」を議題といたします。説明をお願いします。

○事務局

日程第4、議案12号「農地法第4条の規定による許可について」を説明いたします。

資料は4ページです。

すいません。資料の修正を一点お願いします。1番の面積が、564平米となっておりますが、それを1,899平米のうち564平米に修正をお願いいたします。

それでは説明をします。

1番です。上西校区、池之久保地区です。台帳現況地目、畑の1筆で、現況面積、1,899平米のうち564平米を雑種地に転用するもので、申請理由は、砂利採取計画の隣接地に公道に接続する通行路がないことから、通行路を整備したいとのことです。

農地区分は、農振農用地区域外で、中山間地域に存在する農業、農業公共投資の対象となっていない小集団の未整備農地であることから、第2種農地のその他農地に該当すると判断されます。

周辺は、畑、山林があるものの被害防除計画書及び被害防除誓約書も提出され、また、周りは自己所有地であることから、転用による周囲への被害はないと思われ
ます。

資金調達については、残高証明書により確認がとれており、転用を行う資金力が
あると認められることから、転用は確実に行われるものと思われ
ます。

2番です。下西校区鞍勇地区です。現況地目、畑の2筆で、現況面積1,701
平米を雑種地に転用するものです。申請理由は、自動車整備工場を
経営しており、運搬車両用車庫及び整備用車両置場を整備したい
とのことです。

農地区分は、農振農用地区域外で、中山間地域に存在する農業公共投資の
対象となっていない小集団の未整備農地であることから、第2種農地
のその他農地に該当すると判断されます。

周辺は住宅、畑、山林があるものの、被害防除計画書及び被害防除誓約書も提出
され、また、周辺は自己所有地であることから、転用による周囲への被害はないと
思われ
ます。

資金調達については、残高証明書により確認がとれており、転用を行う資金力が
あると認められることから、転用は確実に行われるものと思われ
ます。

以上で説明を終わります。

○議長

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありました。この件につ
きましては、10日に、現地調査が行われております。調査委員の皆様お疲れさま
でした。委員長報告をお願いいたします。

○12番委員

12番です。

3月10日、事務局より2名、調査委員、10番、12番、各担当委員で合同現
地調査を行いました。

番号1について報告いたします。

この申請地は、5、6年前までは、スナップエンドウを作っていたそうですが、
砂地、石ころの多い畑で荒れていました。

今回、畑の東側の隣接地で、砂採取を計画したところ、道がなく、畑の北側を通
路として使うため、今回の申請となりました。

砂採取が終わっても、道路として使いたいとのことです。

この申請地は、農振農用地区域外であり、第2種農地と思われ
ます。

近くには畑もなく、周辺の営農条件に悪影響を及ぼすことはないと思われ
ます。

必要な書類は全て提出済みとのことです。

以上、調査の結果、申請が4条の規定どおりであり、許可相当と意見の一致を見
るところでした。

番号2について報告いたします。

申請人は、自動車整備工場を経営しております。車両等の増加により、運搬車両
車庫、整備用車両置場が手狭となり、今回の申請となったそうです。

この申請地は農振農用地区域外であり、第2種農地と思われ
ます。

周辺には、畑もなく、周りの山は申請人のものです。

周辺の営農条件に悪影響を及ぼすことはないと思われま

す。必要な書類は全て提出済みとのことです。

以上調査の結果、申請が4条の規定どおりであり、許可相当と意見の一致を見るところでした。

皆様の御審議よろしく申し上げます。以上です。

○議長

ありがとうございました。ただいま調査委員長のほうから報告がありました。この件につきまして担当委員からの補足説明ということで、整理番号1が私の担当区域ですので、報告をいたします。

○4番委員

ただいま調査委員長が申したとおりでございます。

○議長

続いて整理番号2を2番委員、補足説明があればお願いします。

○2番委員

2番です。調査委員長の報告どおりですが、家の周りに廃車等が数十台置いてある状態で、置場がないということです。回収業者も来る頻度が少なくなって、なおさら置く場所がないということで今回の申請になったそうです。以上です。

○議長

ありがとうございました。担当委員のほうからの補足説明がありました。この件につきまして皆さんのほうから何か質疑等ありましたら、挙手をお願いをいたします。

(挙手無し)

○議長

無いようですので、議案第12号「農地法第4条の規定による許可について」の採決をいたします。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は許可することに決定をいたしました。

続きまして日程第5、議案第13号「非農地証明について」を議題といたします。議案の説明をお願いします。

○事務局

日程第5、議案第13号「非農地証明について」を説明いたします。

資料は5ページから6ページです。

1番です。榕城校区、中野地区です。台帳地目は畑ですが、平成21年頃から耕作せず、現在は山林となっています。交付基準1の(イ)に基づく申請です。

2番です。現和校区、庄司浦地区です。台帳地目は、畑ですが、昭和48年頃から耕作せず、現在は山林となっています。交付基準1の(イ)に基づく申請です。

3番です。下西校区、壺泊地区です。台帳地目は畑ですが、平成元年以前から耕作せず、現在は、雑種地、通路となっております。交付基準2に基づく申請です。

4番です。安城校区、大野地区です。台帳地目は畑ですが、平成23年頃から耕

作せず、現在は原野となっております。交付基準1の(イ)に基づく申請です。

5番です。現和校区、浅川地区です。台帳地目は畑ですが、平成12年頃から耕作せず、現在は原野となっております。交付基準1の(イ)に基づく申請です。

以上で説明を終わります。

○議長

ありがとうございました。ただいま、事務局のほうから説明がありました。

この件につきましても、合同現地調査が行われておりますので、調査委員長報告をお願いします。

○12番委員

12番です。

3月10日、事務局より2名、調査委員、10番、12番、各担当委員で、合同現地調査を行いました。

番号1について報告いたします。

申請人の御主人が10数年前に亡くなり、奥さん1人では大した農業もできず、写真のとおり竹山となっております。

以上調査の結果、申請が、非農地証明交付基準1(イ)に基づく申請であり、許可相当であると意見の一致を見るところでした。

番号2について報告いたします。

この申請地は、写真のとおり、竹山です。中に入っても、竹だらけで、土手がかすかに分かる程度でした。とても畑に再生することは出来ないと思います。

以上調査の結果、非農地証明交付基準1(イ)に基づく申請であり、許可相当と意見の一致を見るところでした。

番号3について報告いたします。

この申請地の奥の東側に畑があり、昔から畑に行く通路として使っていたそうです。写真のとおりであります。長年、道として使っていますので、土が硬く、石ころも多く、畑に復旧するのは非常に難しいと思います。

以上調査の結果、非農地証明交付基準2に基づく申請であり、許可相当と意見の一致を見るところでした。

番号4について報告いたします。

この申請地は、親の代で畑を交換した土地で、現在も名義は変わっておりません。双方とも近くに住んでいるのですが、大した農業はやっていません。ここの土壌は石ころが多く、やせている感じです。この竹山に機械を入れて畑にすることはないとのことでした。

以上、調査の結果、非農地証明交付基準1(イ)に基づく申請であり、許可相当と意見の一致を見るところでした。

番号5について報告いたします。

この申請地は、親の代で売買されており、名義は変わっていないとのことです。この土地は、以前は廃車置場に使用しておりました。その後はそのまま使用しておりません。面積も少なく、3畝ぐらいです。土壌も、石混じりの硬い土です。とても畑には不向きな土地です。現在は原野となっております。

以上調査の結果、非農地証明1(イ)に基づく申請であり、許可相当と意見の一

致を見るところでした。

以上です。御審議よろしく申し上げます。

○議長

ありがとうございました。ただいま、調査委員長から報告がありました。この件につきまして担当委員のほうから補足説明があったら、お願いをいたします。整理番号1について、5番委員、お願いします。

○5番委員

5番です。整理番号1についてですが、調査委員長の報告どおり許可相当だと思います。よろしく申し上げます。

○議長

続いて、整理番号2、1番委員、お願いします。

○1番委員

1番です。調査委員長の報告どおり、許可相当だと思います。よろしく申し上げます。

○議長

続いて整理番号3、2番委員お願いします。

○2番委員

2番です。調査委員長の報告どおり許可相当と考えます。以上です。

○議長

続いて整理番号4、10番委員お願いします。

○10番委員

10番です。調査委員長の報告どおりです。以上です。

○議長

整理番号5、12番委員お願いします。

○12番委員

一緒です。

○議長

ただいま担当委員のほうから補足説明ありました。この件につきまして何か質疑があれば挙手でお願いいたします。

(挙手無し)

○議長

無いようですので、質疑を終了してこれから議案第13号「非農地証明について」の採決をいたします。

許可することに賛成の委員挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。全会一致で賛成ですので、本案は、許可することに決定をいたしました。

続きまして日程第6、議案第14号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

○事務局

日程第6、議案第14号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」を説明いたします。

まず、農地中間管理事業分の利用権設定です。

初めに、所有者から鹿児島県地域振興公社への利用権設定を説明いたします。

資料は7ページになります。

1段目です。期間が令和5年3月31日から令和15年3月30日までの10年間、地目田、3,624平米、地目畑、16,095平米の合計面積19,719平米、利用権の設定をする者5人、受ける者1人です。

内訳につきましては、8ページを、詳細につきましては、9ページから13ページを御覧ください。

続きまして、鹿児島県地域振興公社から、耕作者への利用権設定を説明いたします。

14ページをお開きください。

1段目です。期間が令和5年3月31日から令和15年3月30日までの10年間、地目田、3,624平米、地目畑、16,095平米の合計面積19,719平米、利用権の設定をする者1人、受ける者3人です。

内訳につきましては、15ページを、詳細につきましては、16ページから19ページを御覧ください。

以上で説明を終わります。

○議長

ありがとうございました。ただいま事務局のほうから説明がありました。皆さんのほうから質疑等ありましたら、挙手をお願いいたします。

(挙手無し)

○議長

無いようですので、これから、議案第14号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」の採決をいたします。

原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は、許可することに決定をいたしました。

続きまして日程第7、議案第15号「令和5年度標準農作業料金表(案)の承認について」を議題といたします。説明をお願いします。

○事務局

日程第7、議案第15号「令和5年度標準農作業料金表(案)の承認について」を説明いたします。

資料は20ページから21ページです。

令和5年3月6日に、農業委員会小委員会及び関係機関と協議を行っております。その中で、令和4年度分と変更された部分について説明させていただきます。

20ページの、一般作業労賃についてですが、1時間当たりの単価が853円とし、1日8時間の6,824円となっております。

続きまして、ドローンによる薬剤散布についてです。

2段目の薬剤散布ですが、昨年までは、水稻が2, 200円、甘藷バレイショが3, 050円でしたが、令和5年度より作物別ではなく、一律で3, 025円となります。

続きまして、サトウキビです。株揃、株出しについてですが、1番上の株揃のみを今回追加し、2, 200円となります。

培土のミニトラクターによるものの単価を3, 564円から3, 565円に修正をしています。

次に防除の薬剤散布（乗用型機械）については、3, 050円から3, 025円に変更となっております。

続きまして、21ページの水稻です。

田植が6, 050円から6, 600円に変更です。

続きまして、コンバインの3段目が、24, 750円から25, 300円に変更となっております。

また、田植に関しては、備考欄のほうに、令和5年度産米からと記載をしております。

続きましてホイルトラクターですが、大型50馬力以上に、昨年まで深耕ロータリーがあったのですが、それを削除としております。

以上の変更ですが、金額の変更につきましては、市の農業振興公社の農作業料金の変更によるものです。

水稻の金額変更につきましては、市の農業振興公社の作業班会での協議を行い、変更となったということです。

深耕ロータリーの削除につきましては、需要がなく、また、機械の部品製造中止のため、削除となっております。

それ以外の変更はありません。

以上で説明を終わります。

○議長

ありがとうございました。ただいま、事務局のほうから説明がありました。私のほうからも補足をしますとこの水稻ですけれども、令和5年度産米ということは、4月から新たになるんですけれども、3月からもう5年産米の田んぼの作業が始まるということで、今のこの3月に行われた代あけが5年産米ということで、3月に行った代かき作業も、この金額になるということです。

何か皆さんのほうから質疑が、あったら挙手でお願いをいたします。

○8番委員

一点だけ確認をさせていただきたいと思います。皆様御存じの原油高の高騰とかそれから資材費の高騰、それから機械、農業機械の部品がなかなか手に入らないということと部品の高騰ということで、作業班の部会の方々も大変苦労しているというお話を伺っております。もちろん私もそうでありますし、会長も作業班に入っておられます。そういう中で、今、事務局のほうで各関係機関と協議をされたということでお話を伺ったのですけれども、昨年度に比べてその金額の差がないということですが、公社の作業班の方々の声は、どういう声だったのか、それからこれをど

うやって維持していくのかというお考えを参考までに教えていただきたいと思います。

○事務局

説明いたします。関係機関は、農業委員会小委員会、農林水産課長、土地改良区事務局長、市の農業振興公社事務局長、農業委員会事務局長と私で協議を行いました。

その中で今8番委員からあったように、燃料高騰等で、実際この作業料金の協議については、なかなか大変だと市の農業振興公社事務局長からお話を聞いています。全部の作業班の協議が出来ておらず、実際出来たのが水稻班だったということで、水稻に関してはその協議の中で出た意見を吸い上げて、今回の料金の改定につなげたという話でした。今後は、全ての作業班の協議を行い、そこで上がった声を料金として反映したいと考えているそうです。

しかしながら、やはり、農家の方からすると、作業料金が上がるとなるとなかなか、納得してもらえない点もあるので、そこら辺は充分時間をかけながら協議をし、また、関係機関と話をしながら進めていきたいという、農業振興公社事務局長のお話でした。以上です。

○8番委員

ということは、もう令和5年度はこの金額で5年度末まで通すということですね。

○事務局

はい。一旦は、この金額で通したいという公社の局長の話でした。それ以降はまた協議を進めていくということです。

○議長

補足をさせていただきます。今までキビは収穫が12月から始まるということで、その前に、作業班会議があつてそこで決めていました。それが、もろもろの事情でできなかったということで、全体の作業料金の改定になったわけです。

会計年度があるように作業年度があつて、キビの場合は12月から始まりますので、その前に会をして12月の作業からこの金額にするのが本当なのですが、それも出来なかったということです。それで、作業班も燃料の高騰で、本当は、どこの作業も、金額を上げてほしいのですが、上げたら今度は農家さんも大変ということでなかなか、大きな値上げにはつながらないということです。今本当に作業班は大変だと思います。

5年度の作業料金は、みんなが痛み分けということで、この金額に値を決まりました。

ほかに御意見がなければ採決に移りたいと思いますけれどもよろしいでしょうか。

○6番委員

6番です。作業料金については、意見は何もありませんけれども、オペレーターとか援農隊もやりたい人がいないと聞きます。オペレーターもいなくなると農家も逆に大変で、その辺の話はなかったのでしょうか？

○議長

事務局では分かりませんか？

○事務局

すいません、その協議の中では、オペレーター関係については特に話は出なかったのですが、人材確保という面では、公社も気にはかけているみたいで、作業に支障がない形でできるようにしたいという考えではありました。

○8番委員

8番です。今の質問にきび振興会の会長という立場で補足をさせていただきます。まず、皆様御存じのとおり、どの業界も人手不足で、農業に関して若手の担い手、後継者不足が近年、非常に問題になってきております。その中で、先ほど出ましたオペレーターこのことに関しても、本当に不足をしていて機械に乗る方がいないと、乗られる方が見つかってもう70歳から80歳の方で非常に危険と労力を使われるということで危惧をしている状況でございます。その中で、やはり農業委員会としても、振興会としても、JAとしても、行政としても何らかの形で、IターンUターンを含めまして、人材を確保していく方向でということで今協議しております。何らかの形が、すぐすぐ現れるということは出来ませんが、なにせこの馬毛島の工事が絡んでおりますので、何らかの形で努力をしていきたいというふうに思っております。

○議長

よろしいですか。もう一点ですね、キビの収穫で今まで機械に2人付いていたのですけれども、人がいないということで2人付いていたところを、補助員を今1人でやっております。それで、拾い落としがあるかもしれないけれども、それは了承してくださいということに決まっています。

また、馬毛島の工事に引っ張られて作業員がいなくなって、みんな人集めに苦労しているようです。誰かIターンでもUターンでもいたら、ぜひ、声をかけていただければと思います。

○8番委員

会長の今の発言でちょっと補足をさせていただきますけども、やはり、オペレーター、補助員がないということで、今年からキビの受入れに関しまして無精脱というトップを落とさずにそのまま、精脱装置を通さずにそのまま、収穫した材料をそのまま工場に搬入するという形を今年から、試験的にとっております。おおむね、種子島全島で3万トンの予定を組んでやっております。今後、これが主流になっていくのか分かりませんが、多分皆さんの耳元にも、ハーベスタで刈られた農家の皆さんから苦情があるかもしれません。「結構落ちている」「何できれいに拾わないのか」という声があると思いますけども、何とかこの現状を把握していただいて農家の方々に説明して、刈り取るほうも、慎重に丁寧に、刈り取っているつもりでありますので、どうかそこはお互い御理解いただきますように、そしてまたこのキビが長々と続いていきますように、どうか皆様後押しのほどよろしく願いしたいと思います。

○議長

ほかに何か皆さんのほうから無いでしょうか？

(挙手無し)

○議長

無ければ、議案第15号「令和5年度標準農作業料金表（案）の承認について」採決をいたします。

原案のとおり承認する方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は、承認することに決定をいたしました。料金表の案の文字を消していただければと思います。

続きまして日程第8、議案第16号「最適化活動の目標設定について」を議題といたします。説明をお願いします。

○事務局

議案第16号「最適化活動の目標設定について」説明いたします。資料は、22ページから25ページとなります。

令和4年度から毎年度、最適化活動の成果目標と活動目標を設定し、その実施及び目標達成状況を点検評価し、その結果を公表するとともに、県知事に報告することとなっております。

1番目の成果目標の設定でございます。まず農業委員会の目標設定です。①農地の集積に係る目標です。

すみません、ここ修正がありますので、お願いいたします。まず、表の右側の西之表市の農地面積、これが3,080ヘクタールとなっておりますが、農林業センサスで3,060ヘクタールになっておりますので、修正をお願いいたします。これによってその表の中の令和3年度末現在の集積率が28.9%から29.1%に令和4年度の集積率を30.7%に修正をお願いいたします。

5年度の新規集積面積の目標は、県から西之表市は50.2ヘクタールと示されましたので、5年度は50.2ヘクタールと設定いたしました。

令和4年度末の西之表市の集積は、904ヘクタールの集積29.5%の見込みでございます。これをもとに、令和5年度の目標は、5年度の目標は集積面積954ヘクタールの集積率31.2%に設定いたしました。

続きまして、②遊休農地の解消に係る目標です。アの既存の遊休農地の解消については令和3年度の遊休農地の面積が、79ヘクタールなのでこれを令和4年から8年の5年で解消ということで、5で割って、15.8ヘクタールで、4年度と同じ目標としました。

次に、イです。新規発生の遊休農地の解消は、前年度の利用状況調査で新たに判明した遊休農地の全てを解消して新たな遊休農地を増やさないということで、4年度の遊休農地の新規発生が今集計をしたところ、73ヘクタールの見込みなので、ここは73ヘクタールを目標としました。

前年度よりかなり増えておりますが、前年度遊休農地手前まで来ていた分が今年度遊休農地となったのでこの数字になってきたということです。

23ページを御覧ください。

③新規参入に係る目標で新規参入者に対する貸付け等の同意取得農地面積が、令

和元年度から令和3年度の権利移動面積の平均の1割以上ということで、権利移動面積の平均が110ヘクタールなので、その1割の11ヘクタールを目標としております。

次に、推進委員等の担当区ごとの目標設定です。ここでいう推進委員等は、農業委員と農地利用最適化推進委員のことです。これは、担当地区ごとに集積状況、遊休農地の状況が異なります。今回も4年度同様、大字の面積で振り分けさせていただきました。委員ごとの一覧を25ページに示しております。

次に、2番の活動目標の設定でございます。

(1) 推進委員等が適正化活動を行う日数で4年度と同様、10日を目標といたします。

次に(2)の活動強化月間の設定ということで3回以上設定することになっており、4年度同様の目標としております。

あと、新規参入相談会への参加ということで目標は、県、市が実施する新規参入相談会に、推進委員等が1名以上参加していただくこととなりますが、県が主催の会に会長が指導農業士として参加することになると思います。

最後に目標に向けた取組についてですが、利用状況調査、意向調査の実施後、地図に意向調査の結果を記入しますのでそれをもとに遊休農地の解消と、集積を行っていただく流れとなります。

以上で説明を終わります。

○議長

ただいま事務局から説明がありました。何か分からない点があったら、挙手でお願いします。よろしいでしょうか。

(挙手無し)

○議長

無いようですので、最適化活動の目標設定についての採決を行います。

原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事は終了いたしました。

会 長 _____ 印

2 番 委 員 _____ 印

3 番 委 員 _____ 印